

山形商工会議所青色申告会入会のご案内

山形商工会議所青色申告会は、「青色申告の普及推進、適正な申告・納税」を目的に、税務講習会、記帳指導、決算確定申告指導など申告者の税務知識、ノウハウ習得のための事業を展開するほか、異業種交流の場として、恒例のわらび採りやビアパーティーなどの親睦事業を開催しております。

■ 主な事業概要 ■

■ 帳簿の書き方についての記帳指導員による指導

■ 税務に関する説明会、講習会の開催

(確定申告説明会・消費税説明会など)

■ 税務等の情報の提供

- ・ 税制改正の周知
- ・ 源泉所得税納付の指導
- ・ 確定申告個別相談室の開設
- ・ 青申だより、ホームページでの事業及び税制等 PR

■ 会報「青申だより」を発行

■ 会員相互の交流会や親睦会の開催

・ 自然に親しむ会の開催(春・秋の親睦研修旅行)

(例)小名浜港マリンクルーズ&ショッピング・

金華山参拝・ワラビとり(小国)など

・ ビアパーティー等の交流会の開催

■ 各地区の「推進委員」を通して相談が可能

■ 会員のご婦人の方を対象とした研修や、趣味を通し

て親睦を図る「若竹クラブ」を運営

年会費は、5,000 円 となります

※他に商工会議所 年会費3口(15,000 円)のご負担をお願いいたします

(いずれも租税公課として必要経費に算入できます)

※ご入会条件

- ①当青色申告会の趣旨に賛同する者
- ②前年所得 600 万円以下
- ③従業員数 5 人以下(専従者含む)

※以下の点にご注意ください

当青色申告会は、税理士への委託とは異なり、あくまでも記帳・決算等の「税務指導」となります。

■ 青色申告の特典 ■

- 青色申告特別控除を受けることができます
- 貸倒引当金の設定ができます
- 純損失の繰越と繰戻ができます
- 専従者給与を必要経費に算入することができます
- その他にも様々な特典があります



〒990-8501 山形市七日町 3-1-9

山形商工会議所 中小企業振興部 経営相談課内

山形商工会議所青色申告会

TEL 023-622-4666 FAX 023-622-4668

e-mail aoshin@yamagata-cci.or.jp

homepage <http://www.yamagata-cci.or.jp/user/aoshin-index.htm>

必要経費一覧

租 税 公 課	(税金等) 事業税・地価税・固定資産税・事業用自動車税・印紙税・消費税等 (会費等) 商工会議所会費・青色申告会費・若竹クラブ会費・商店街会費・組合費等 ※所得税・住民税・贈与税・延滞税は経費になりません
荷 造 運 賃	販売商品の荷造にかかる梱包材料費・荷造人夫等の賃金・鉄道・船舶・航空機・自動車・その他運賃等 ※商品の仕入れにかかる取引運賃・荷役費・関税等は、仕入金額に算入
水道光熱費	上下水道料・電気代・ガス代・灯油代等
旅費交通費	事業にかかる電車賃・バス代・車代・宿泊料等
通 信 費	事業にかかる切手代・ハガキ代・郵便料・電報料・電話料等
広告宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・チラシ等の広告費用・名入マッチ・ウチワ・カレンダー・贈答用タオル等の購入費 大売出し・福引券・抽選会の景品・ショーウィンドーの陳列装飾・展示会等の販促費
接待交際費	得意先等業務上の中元・歳暮の贈答品・飲食代・来客用茶菓代・商店街催事への寄付金等
損害保険料	棚卸資産・什器備品・店舗等事業用資産に対する火災保険等
修繕費	事業用の建物・什器備品・機械器具・車両等にかかる通常の維持修理代
消耗品費	帳簿・文房具等の事務用品・包装材料・その他消耗品購入費
備品費	取得価格10万円未満の什器備品減価償却資産
減価償却費	事業用の建物・機械・什器備品等の償却費
福利厚生費	従業員の慰安・医療・保険・衛生・療養のため事業主が支出した費用 健康保険・厚生年金・雇用保険・退職金積立等で事業主が負担すべきもの
給料賃金	従業員の給料・賃金・手当・賞与・退職金・住込み従業員の賄費・その他一定額以上の現物給与
青色専従者給与	事業主と生計を一にする家族従業員に対する給与 ※「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内
利子割引料	事業用資金のための借入金の利子・手形割引料
地代家賃	事業用の土地、建物に支払う賃借料
外注工賃	加工等で外部に注文して支払った場合の加工賃
車両関係費	ガソリン代・修理代・車検料・損害保険料・駐車料・車庫料・高速料等自動車に関する費用
雑 費	事業用の費用で他の経費科目にあたらぬ経費

※他に燃料費・支払手数料・外注費等の科目があります。

山形商工会議所青色申告会 会則

(目 的)

第1条 本会は個人に関する税法法令の研究、経理知識の向上、経営の研究及び会員相互の親睦をはかることをもって目的とする。

(名 称)

第2条 本会は山形商工会議所青色申告会と称する

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は山形市七日町三丁目1番9号山形商工会議所内に置く。

(事 業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 青色申告制度の啓蒙・普及 (2) 税法並びに経理に関する講習会、説明会等の開催
- (3) 自計記録に関する指導 (4) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は山形市内に住所又は事業所を有する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 青色申告者 (2) 青色申告をしようとする者
- (3) 本会の趣旨に賛同する者

第6条

本会に加入しようとする者は申込書を提出し、会費を納入するものとする。

第7条

本会を脱会しようとする者は、本会々長に提出しなければならない。但し、納入した会費の返戻は行わない。

第8条

会員が次の各項に該当するときは理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本会の体面を傷つけ、または趣旨に反する行為のあったとき
- (2) 会費納入義務を履行しないとき (3) その他会員として適当でないと思われたとき

(会 計)

第9条

本会の運営に必要な経費は次による。

- (1) 会費・負担金・補助金 (2) その他の収入
- 2 前項の会費の納入規定は総会の議を経て別にこれを定める。

(役 員)

第10条

本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 4名以内 理 事 若干名 監 事 3名以内

第11条

役員は下記の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会費を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する
- (3) 理事は総会の決定に従い、その職務を執行する
- (4) 監事は本会の事業及び会計を監査する

第12条

役員は山形商工会議所青色申告会々員及び関係団体のなから総会において選出する。

- 2 会長・副会長は理事の互選とする。

第13条

役員は任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠のため選任せられた役員は前任者の残任期間とする。
- 3 定時総会終了前に役員は任期終了するときは、当該定時総会開催日まで任期を延長する。(顧問・相談役)

第14条

本会に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は役員会の議を経て会長が委嘱する。

(総 会)

第15条

総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は役員会が必要と認めるときに会長がこれを召集する。
- 3 総会議長は会長がこれにあたり議決は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

4 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画並びに収支予算 (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 役員を選任 (4) 会則の制定並びに変更
- (5) その他本会の運営に必要な重要な事項

(役 員 会)

第16条

役員会は必要に応じて会長がこれを召集する。

- 2 役員会議長は会長が努め、議長は出席役員過半数で決する。
- 3 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会提出議案
- (2) その他本会の業務の執行に関し重要な事項

(推 進 委 員 会)

第17条

本会に青色申告推進委員会を置く。

- 2 推進委員会に関する事項は、役員会の承認を得て別にこれを定める。

(事 務 局)

第18条

本会の事務を処理するため、事務局を山形商工会議所内に置く。

第19条

本会の事務の専決は山形商工会議所の事務規定を準用する。

(事 業 年 度)

第20条

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わるものとする。

(そ の 他)

第21条

本会則に定めのない事項については総会で定める。

(附 則)

第22条

本会則は昭和48年4月1日より施行する。

第23条

本会則は昭和56年4月1日より改正する。

第24条

本会則は昭和62年4月1日より改正する。

山形商工会議所青色申告会 入会申込書

申込日：平成 年 月 日

山形商工会議所青色申告会の趣旨に賛同し、入会申し込みいたします。

なお、税務署の指導に基づき、申告書、決算書、各種届出をはじめとする税務に関する諸書類については、申告者自らの責任において、作成、署名、押印するものであることを誓約いたします。

また、ご記入いただいた情報は山形商工会議所青色申告会からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、山形商工会議所青色申告会名簿に掲載して公開することがあります。

フリガナ	
氏 名	Ⓜ

山形商工会議所 加入状況	加入口数()口	※商工会議所未加入の方は、3口以上ご入会をいただいた上で、当青色申告会入会をお願いいたします。 (商工会議所に入会いただけない場合は、青色申告会の入会はできません)
-----------------	----------	---

フリガナ			
事業所名			
事業所住所	〒□□□-□□□□		
事業所 TEL		事業所 FAX	
業 種			
自宅住所	〒□□□-□□□□	自宅 TEL	

記帳指導の必要 (○をつけてください)	必要 ・ 不要		紹介者名 (募集者名)	
	必要な場合の訪問先	事業所 ・ 自宅		
備 考				

※事務局使用欄

当年度会費	PC名簿入力	記帳指導員確認	備 考	年度内 NO
受領 ・ 未納				